

令和8年度版  
地域コミュニティ活動ハンドブック



栗石町



# 【目次】

## 第1章 地域コミュニティ組織について

1. 地域コミュニティ組織とはなにか？…………… 1
2. どのような活動をしているのか？…………… 1

## 第2章 地域コミュニティ活動への「補助」や「助成」について

1. 地域コミュニティ形成推進事業交付金…………… 2
2. 地域公民館等整備事業…………… 9
3. 地域公民館等備品購入事業…………… 9
4. 街路灯整備事業…………… 9
5. 防犯交通安全施設整備事業…………… 10
6. 消防団員確保事業…………… 10
7. 敬老事業…………… 10
8. ごみ集積所整備事業…………… 11
9. 資源ごみストックヤード整備事業…………… 11
10. 集団資源回収事業…………… 12
11. 道路愛護事業…………… 12
12. ボランティア除雪活動事業…………… 13
13. 景観形成推進事業…………… 13
14. ふるさと文化振興基金助成事業…………… 14
15. コミュニティ助成事業…………… 14
16. 福祉のまちづくり支援事業…………… 15

## 第3章 地域コミュニティ活動に利用してほしい事業（※任意）

1. 地域福祉活動（福祉や健康づくり）に関する講座等…………… 16
  2. その他の町事業について…………… 18
  3. 各種講座…………… 20
- 主な問合せ窓口一覧…………… 24

## 第1章 地域コミュニティ組織について

### 1. 地域コミュニティ組織とはなにか？

地域コミュニティ組織とは、住みやすい地域の実現のため、様々な地域活動などに取り組む自治会等を単位とした組織のことです。  
雫石町では、令和8年4月1日現在で66の地域コミュニティ組織が結成されており、各地域の特徴を生かした活動が展開されています。

### 2. どのような活動をしているのか？

#### 自主防災活動

- ・避難訓練
- ・初期消火
- ・救出救護訓練など

#### お互いさま情報交換会

- ・避難行動要支援者の避難経路や状況確認

#### 福祉

- ・高齢者の見守り
- ・敬老会
- ・除雪支援
- ・健康づくり活動

#### 環境美化活動

- ・ごみ集積所の維持管理
- ・町内や公園の清掃や草刈り、ごみ拾い
- ・リサイクル活動など

#### 地域交流

- ・夏祭り
- ・伝統行事
- ・クリスマス会
- ・サロン活動など

## 第2章 地域コミュニティ活動への「補助」や「助成」について

### 1. 地域コミュニティ形成推進事業交付金

#### (1) 地域コミュニティ形成推進事業交付金の概要

東日本大震災や平成25年8月9日の大雨洪水災害等の経験から、地域や身近にいる人同士が互いに助け合って一緒に地域を守る「共助」が重要視されています。このことから、各地域において「共助」を強化することを目的に、自主防災活動と地域福祉活動（お互いさま情報交換会）の二つの事業を実施する地域コミュニティ組織に対して交付金を交付することにより、活動を支援する制度です。

#### (2) 交付額

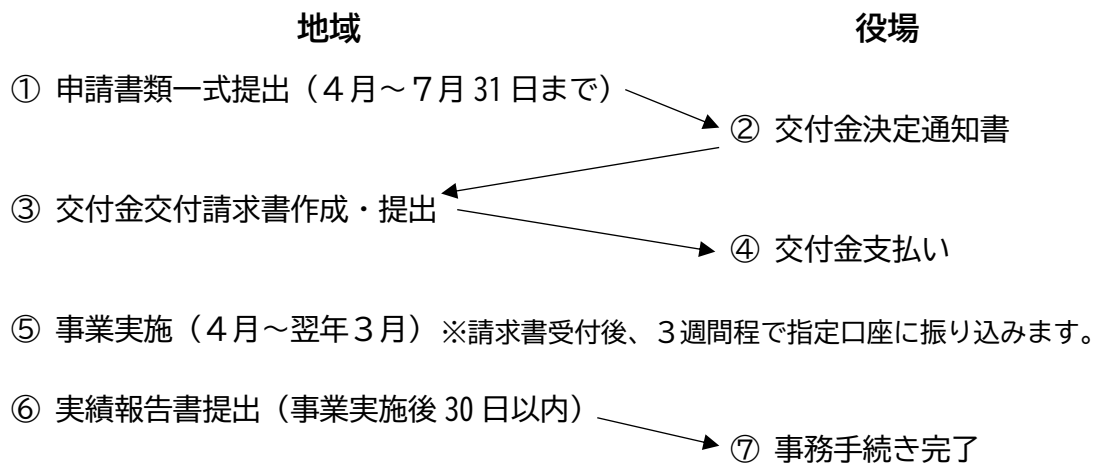
- ① 均等割交付額 60,000円(1組織あたり一律)
- ② 世帯割交付額 900円×世帯数

$$\text{交付額} = \begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{① 60,000円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{世帯割} \\ \text{② 900円} \times \text{世帯数} \end{array}$$

#### (3) 交付対象・活動内容

自主防災活動と地域福祉活動（お互いさま情報交換会）に取り組む  
地域コミュニティ組織

#### (4) 年間スケジュール



## 1) 自主防災活動

自主防災活動とは、地域の自主的な防災体制を整備し、災害時の地域住民の生命や財産を守るための活動のことです。

○ 訓練メニュー（下記項目から一つ選択してください。）

項目番号	内容	必須訓練	対応方法
①災害時初動 対応訓練	ア 情報伝達 ・危険箇所確認 イ 避難訓練 ・避難誘導訓練	資機材・備品点検	地域コミュニティ組織のみでの実施が可能 ※消防署や役場に依頼も可
②災害対応 実動訓練	ア 初期消火 イ 救出救護 ウ 水防訓練		消防署雫石分署職員の派遣が必要 ※地域コミュニティ組織から直接、雫石分署に依頼してください。
③避難所運営 訓練	ア 避難所開設 イ 給食等訓練		役場防災課職員の派遣が必要 ※役場総合政策課を通じて依頼してください。
④防災学習会	ア 防災講話 イ グループ ワーク		
⑤町総合防災 訓練	①～③及び 展示物の見学等		役場防災課から該当自治会に対しご案内します。



**訓練メニュー内容の具体例**については、4ページに記載しております。

### 実施にあたっての留意事項

1. 訓練メニューの中から2年連続で同じ内容が重複しないよう選択し、毎年度一つ実施してください。
2. 町総合防災訓練へ参加した地区は自主防災活動（訓練メニュー⑤）を実施したものとします。  
（※ただし、町総合防災訓練後に自治会ごとで資機材・備品点検を行ってください。）

## ○訓練メニュー内容の具体例（自主防災活動）について

所要時間は目安です。人数や実施方法によって時間は前後します。

### ① 災害時初動対応訓練

- ア 情報伝達…連絡網の確認、浸水や土砂崩れなどの被害状況の通報など  
危険箇所確認…避難経路や危険箇所の現地確認、地図への記入など
- イ 避難訓練…災害に応じた避難を実際に一時避難場所まで歩き、避難経路や  
時間確認  
避難誘導訓練…避難行動要支援者等の一時避難場所までの避難要領（声かけ、  
屋外への誘導・救出、避難経路の移動等）を実際に徒歩や車で確認

### ② 災害対応実動訓練（詳細な実施内容は消防署と打合せの上、決めること）

- ア 初期消火訓練…水消火器やバケツリレーによる消火など（所要時間：30分）
- イ 救出救護訓練…心肺蘇生法（所要時間：60分）  
担架などによる搬送、応急処置の仕方（所要時間：30分）
- ウ 水防訓練…土のうの作り方や積み方（所要時間：30分）  
※砂や土のう袋等は各自治会がご用意ください。

### ③ 避難所運営訓練

- ア 避難所開設訓練…受付・名簿作成、居住スペースの説明、物資配布、  
運営の実施など（所要時間：60分）
- イ 給食等訓練…炊き出しの仕方など（所要時間：60分）

### ④ 防災学習会

- ア 防災講話…役場防災課職員による防災に関する講話や動画視聴を行います。  
（所要時間：40分）
  - ・P20の「各種講座」No. 1～3をご参照ください。
  - ・その他、違うテーマの講話を希望される場合は、役場防災課にご相談ください。
- イ グループワーク…グループで話し合いを通して、家庭や地域の災害を共有すると  
ともに、防災対策の理解を深めます。（所要時間：60分）

### ⑤ 町総合防災訓練

・町の総合防災訓練に自治会単位で参加します。令和8年度は「御所地区」の予定です。  
訓練内容などについては、別途役場防災課からご案内します。

#### ①～⑤のすべての防災訓練において必須な訓練…「資機材・備品点検」

- ・地域で保有する防災資機材の数量確認と動作確認、水・食料・毛布等の点検

## 2) 地域福祉活動（お互いさま情報交換会）

お互いさま情報交換会とは、地域コミュニティの機能強化と近隣同士の「お互いさま意識の向上」を目指す活動の事です。

### ○ 実施内容

- ① お互いさま情報交換会の実施（お互いさまマップの確認・共有）
- ② 例年実施している避難行動要支援者等の避難経路や支援者に変わりが  
ないかを確認するとともに、普段からできる支援や見守りのポイント、災害を  
想定した地域の課題や解決策などを話し合います。

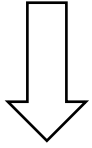
### ○実施にあたっての留意事項

- ① 参加者は地域住民とし、地域の担当民生委員が必ず参加できる日程で調整を  
お願いします。
- ② 活動は地域コミュニティ組織主体で実施していただきますが、事業支援として  
役場福祉課・町社協職員も参加します。
- ③ 地図（お互いさまマップ）は町で準備し、カラーペンや付箋など必要な備品も  
お貸しします。
- ④ お互いさま情報交換会は例年9月～11月の土日祝に予約が集中するため、  
ご希望の日程に添えない可能性があります。6月～8月または9月～11月の  
平日は比較的空きがありますので、可能な範囲で地域内の日程調整のご協力  
いただけますようお願いいたします。
- ⑤ 自主防災活動と同日開催や他の自治会事業との併催も可能。

（実施例） 9：30～10：30 お互いさま情報交換会  
10：40～11：40 自主防災活動

## (5) 実施・交付金手続きの流れ

### 自主防災活動・地域福祉活動（お互いさま情報交換会）の日程調整・決定



- ・自主防災活動：訓練メニュー項目①～⑤から選択してください。
- ・お互いさま情報交換会：地域担当民生委員が必ず参加できる日程で調整

### 申請書類①～⑥の提出

提出期限：令和8年7月31日(金)17時まで

#### ① 申請書(様式第4号)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

宇石町長 様

団 体 名  
代表者職・氏名

宇石町地域コミュニティ形成推進事業交付金交付申請書

年度において宇石町地域コミュニティ形成推進事業交付金の交付を受けたいので、宇石町地域コミュニティ形成推進事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付金の交付申請額 円  
(内訳)

区分	計算式	金額
均等割交付額	@60,000円(1団体当たり)	60,000円
世帯割交付額	@900円×世帯	円
合 計		円

2 関係書類  
(1) 当該年度の活動計画が分かる資料  
(2) その他町長が必要と認める書類

#### ② 活動計画 ※全4ページ

(経理者) 活動計画 活動計画書は各組織の活動に応じて適宜作成する

1 目 的  
この計画は、「経理者」の活動に必要な事項を定め、結果その他の災害による被害の拡大を防止する等の公益目的を積極的に推進するとともに、「行けいっしょ」に実施される地域の連帯性の高揚を目的とする。

2 活動内容と対象事項  
この計画は、次のとおりとする。

等割区分	計 画 事 項
1 経理者等	①地域コミュニティ組織の構成及び任務分担に関すること。 ②情報伝達訓練に関すること。 ③避難場所の指定訓練に関すること。 ④避難経路の訓練に関すること。 ⑤避難訓練に関すること。
2 自主防災活動等	①避難経路指定訓練に関すること。 ②避難場所指定訓練に関すること。 ③避難訓練に関すること。 ④避難経路指定訓練に関すること。 ⑤避難経路指定訓練に関すること。 ⑥自主防災委員等の研修及び備蓄品の管理に関すること。
3 地域福祉活動等	①地域福祉活動に関すること。 ②避難経路指定訓練に関すること。
4 その他の活動	①その他の活動に関すること。

3 計画期間  
この活動計画の計画期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

4 組織構成  
災害発生時の活動態勢を確保し、効果的に行い、かつ、地域コミュニティ活動を円滑に推進するため、次のとおり組織を構成する。なお、自主防災活動を行う上では、「経理者」 自主防災会」と称し、活動を展開するものとする。  
組織構成表(別紙1) 別紙2)を添付。

5 自主防災活動等  
(1) 組合訓練  
組合訓練は、2つ以上の組織訓練を組み合わせて行われるものとする。  
①訓練実施計画について  
訓練の実施計画については、その目的、実施場所等を明らかにし訓練実施計画を作成し、自主防災会、地域福祉活動推進委員会等に提出する。  
②訓練の時期及び回数について  
ア 訓練は、原則として春先又は秋先の次年度活動期間中に計画の日に実施する。

#### ③ 組織編成表

組織編成表  
(自主防災組織名 )

組織名称	代表者職	代表者氏名	電話番号	住所	備考	
会 長						
副 会 長						
区 分	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
自主防 災活動 部	総務課長					
	情報伝達課長					
	避難経路課長					
	避難場所課長					
	防災委員会					
	地域福祉推進課長					
	事務員 (書記)		(合計)			
	監 事					
	注) 印は裏紙。					
	※すべての空欄を埋める必要はございません。					

#### ④ 備蓄防災資機材一覧表

備蓄防災資機材一覧表  
(自主防災組織名 )

区 分	品 名	数 量
	避難用消防器具	
	情報伝達	
	避難経路	
	避難場所	
	防災備蓄	
	組織運営	
	その他	

※地域公民館等で備蓄している防災資機材が対象となります。

#### ⑤ 世帯主名簿

世帯主名簿

※様式任意

## ⑥ 令和8年度自主防災活動・地域福祉活動計画書

地域コミュニティ形成推進事業交付金関係 令和8年度自主防災活動・地域福祉活動計画書		各種選択講座（任意）	
令和 年 月 日 団体名 _____ 代表者職氏名 _____ 連絡担当氏名 _____ 連絡先 _____		<b>選択講座</b> 1. 希望講座選択（地域コミュニティ活動ハンドブックを〇ページより参照ください） No[ ] 題名 _____ 希望：有・無 _____ 2. 実施希望日時 ※算出希望まで記入 第1希望 令和 年 月 日 ( ) : ~ : 第2希望 令和 年 月 日 ( ) : ~ : 3. 実施場所 [ _____ ] 4. 参加予定人数 約 人	
<b>&lt;必須事業①&gt;・自主防災活動</b>		<b>地域福祉活動（お互いさま情報交換会以外）・その他の活動（※任意）</b>	
1. 実施内容	・実施番号又はカッコ内を〇で囲んでください。 1. 防災訓練（啓発活動、危機管理訓練、初期消火、避難訓練、避難訓練演習訓練、救出訓練、結核検診、検診） 2. 啓発活動（広報、地域情報研究等）>、学習会、資機材・備品点検 ・水消火器：有( ) 無( ) ※初期消火訓練で消火器が必要な場合	・実施している番号を〇で囲んでください。 1. 見守り及び声掛け活動（地域内の高齢者等への安否確認、声掛けなど） 2. 生活サービス支援活動（買い物や軽作業、除雪支援など） 3. 健康づくり活動（「健康づくり講座」など学習会や体験会の開催など） 4. イベントの開催（夏祭り、伝統行事・子ども会・敬老会・サロン活動など） 5. 環境美化活動（公民館などの清掃・草刈り、ごみ拾いなど） 6. 循環型社会形成活動（資源回収、ごみ分別・リサイクル啓発など） 自由記載（上記内容以外であれば）	※※※ ✓/課
2. 実施日	第1希望 令和 年 月 日 ( ) : ~ : 第2希望 令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
3. 実施場所	約 人		
4. 参加予定人数	①会場（防災課）名 ②幸石分署員 名 ③その他 名 （備考） ①防災課職員との派遣依頼手続きは総合支庁課で受け付けています。 ②幸石分署員の派遣依頼については、直接自治会や幸石分署と日程調整を行い、幸石分署窓口にて必要書類を作成した上で、確定した日程を当計画書に記入し、印簿まで提出してください。（※会場では幸石分署員の派遣手続きは受付しておりません。） ③その他への派遣依頼手続きは現場で行います。		
5. 職員等派遣依頼（任意）			
<b>&lt;必須事業②&gt;・地域福祉活動（お互いさま情報交換会）</b>			
1. 実施内容	・避難行動要支援者に関する情報共有と避難経路の作成		
2. 実施日	第1希望 令和 年 月 日 ( ) : ~ : 第2希望 令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
3. 実施場所	約 人		
4. 参加予定人数			
5. 担当民生委員等	※日時等については、各地区担当民生委員と事前打合せをした上で、決めてください。		

交付金決定通知書

・役場から地域コミュニティ組織代表者あてに送付

## 交付金請求書類①②の作成・提出

### ① 交付金交付請求書(様式第6号)

様式第6号（第9編関係）

年 月 日

幸石町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

幸石町地域コミュニティ形成推進事業交付金交付請求書

年 月 日付、幸石町指令第 号により交付金交付決定のあった交付金の交付について、幸石町地域コミュニティ形成推進事業実施要綱第9編の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 交付金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付金振込み口座

金融機関	預金種目	普通・当座
銀行 番号	口座番号	

口座名義（フリガナ）

### ② 委任状 (請求者と指定口座名義が異なる場合)

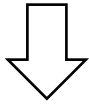
委任状

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

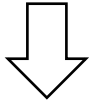
幸石町長から、幸石町地域コミュニティ形成推進事業交付金を受領することについて、下記の者に委任する。

委任先名 (印名義)	(フリガナ)
金融機関	(銀行名等)
預金種目 (いづれかを〇で囲む)	口座番号(右詰めで記入)
普通 当 座	

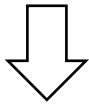
団体名と口座名義が異なる場合は委任状をご提出ください。



交付金支払い 請求書受付後、3週間程で指定の口座に振り込まれます。



自主防災活動・地域福祉活動（お互いさま情報交換会）の実施



実績報告書類①②の提出 提出期限：自主防災活動・お互いさま情報交換会実施後 30 日以内

- ① 実績報告書(様式第7号)      ② 自主防災活動・お互いさま情報交換会活動記録写真(必須)

様式第7号 (第10編関係) 年 月 日

申石町長 様

団 体 名  
代表者名・氏名

申石町地域コミュニティ形成推進事業実績報告書  
年度の地域コミュニティ形成推進事業を下記のとおり実施したので、申石町  
地域コミュニティ形成推進事業実施要綱第10編の規定に基づき、関係書類を添えて報告  
します。

1 活動事業内容

(1) 自主防災活動事業 (期間: 年 月 日～ 年 月 日)

実施時期	活動内容	参加者数	備 考

(2) 地域福祉活動事業 (期間: 年 月 日～ 年 月 日)

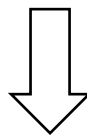
実施時期	活動内容	参加者数	備 考

※ 関係書類  
(1) 当該年度の活動がわかる資料

自主防災活動  
活動中の写真を添付

お互いさま情報交換会  
活動中の写真を添付

※様式任意



以上で地域コミュニティ形成推進事業交付金(申請・請求・実績報告)のすべての事務手続きは完了となります。

## 2. 地域公民館等整備事業

事業概要	自治会等が地域公民館等の新築または増築（改築）、各箇所補修（屋根塗装、トイレ改修、外壁補修など）を行う事業に対して補助します。
実施主体	地域公民館長等
補助額	(1) 新築：要する経費の3分の2以内【上限 500 万円】 (2) 改築（増築）：要する経費の2分の1以内【上限 250 万円】 (3) 補修：要する経費の2分の1以内【10 万円以上で上限 125 万円】
手続き	実施年度の前年度 10 月頃に町から各地域公民館長等へ要望調査の案内を送付します。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	総合政策課 政策推進係 ☎692-6409 Email : chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

## 3. 地域公民館等備品購入事業

事業概要	自治会等が地域公民館等で使用する備品（掃除機、テーブル、椅子など）及びエアコン本体の購入費に対して補助します。
実施主体	地域公民館長等
補助額	(1) 備品（エアコンを除く。）：4 万円以上購入で2 万円の定額補助 (2) エアコン本体（設置及び撤去の経費を除く。） 購入費の2分の1以内（上限 20 万円）
手続き	実施年度の前年度 10 月頃に町から各地域公民館長等へ要望調査の案内を送付します。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	総合政策課 政策推進係 ☎692-6409 Email : chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

## 4. 街路灯整備事業

事業概要	街路灯管理団体が支柱塗装を行う場合に対して経費を補助します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）行政区長
補助額	支柱 1 本あたり塗装経費の2分の1以内【上限 500 円/本】
手続き	随時受け付けておりますので、手続きの詳細については担当までお問い合わせください。
担当	防災課 消防交通係 ☎692-6410 Email : bousai@town.shizukuishi.iwate.jp

## 5. 防犯交通安全施設整備事業

事業概要	防犯交通安全施設等（カーブミラー、赤色回転灯、防犯街灯）の整備に関する要望があった場合、予算の範囲内で設置・更新を行います。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、行政区長
補助額	予算の範囲内
手続き	各地区からの設置要望について検討会を開催し、優先順位を付した上で整備をしますので、詳細は担当までお問い合わせください。
担当	防災課 消防交通係 ☎692-6410 Email : bousai@town.shizukuishi.iwate.jp

## 6. 消防団員確保事業

事業概要	各年度で新たに消防団に入団した人数に応じて自主防災会に対して奨励金を交付します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、行政区長
奨励額	1人：30,000円、2人：50,000円、3人：70,000円（上限）
手続き	申請は年度末に受け付けております。手続きの詳細については担当までお問い合わせください。
担当	防災課 消防交通係 ☎692-6410 Email : bousai@town.shizukuishi.iwate.jp

## 7. 敬老事業

事業概要	自治会等の団体が実施する高齢者を対象とした敬老事業（敬老つどい事業の開催、敬老祝い品の贈呈など）に対して助成します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、行政区長
助成額	高齢者1人つき1,000円【※上限】
手続き	事前申請が原則ですので、申請にあたっては事業実施予定日の2週間前までに申請書を担当まで提出してください。
担当	福祉課 地域福祉係 ☎692-6472 Email : fukushi@town.shizukuishi.iwate.jp

## 8. ごみ集積所整備事業

事業概要	自治会等がごみ集積所の新築又は改築を行う場合の経費を補助します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）行政区長、地域公民館長
補助額	経費の2分の1以内（1施設当たり10万円上限）
手続き	随時受け付けておりますので、ごみ集積所を設置する前に担当へ申請してください。
担当	町民課 環境対策室 ☎692-6403 Email : kankyoutaisaku@town.shizukuishi.iwate.jp

## 9. 資源ごみストックヤード整備事業

事業概要	自治会等が資源ごみストックヤードの新築又は改築を行う場合の経費を補助します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、行政区長、地域公民館長
補助額	経費の2分の1以内（1施設当たり10万円上限）
手続き	随時受け付けておりますので、資源ごみストックヤードを設置する前に担当へ申請してください。
担当	町民課 環境対策室 ☎692-6403 Email : kankyoutaisaku@town.shizukuishi.iwate.jp

## 10. 集団資源回収事業

事業概要	自治会等の営利を目的としない団体が集団資源回収を行った場合に奨励金を交付します。 (※集団資源回収事業実施団体の事前登録が必要です。なお、回収した資源ごみについては、町が承認した資源回収業者に直接搬入するか、又はその業者に引き取ってもらってください。)
実施主体	地域コミュニティ組織代表者(自治会長等)、行政区長、地域公民館長
奨励額	1回当たりの奨励金 1,000円(12回を限度とする) 重量割の奨励金交付基準 ① 古紙、古繊維 1キログラム当たり 8円 ② 金属、雑びん類 1キログラム当たり 5円 ③ リターナブルびん 1本当たり 3円
手続き	奨励金を受けようとする団体は、「集団資源回収事業実施団体登録届」を年1回町へ届出する必要があります。
担当	町民課 環境対策室 ☎692-6403 Email : kankyoutaisaku@town.shizukuishi.iwate.jp

## 11. 道路愛護事業

事業概要	住民の道路愛護精神の高揚を図るため、地域住民が生活道路の安全と美化に関する事業を実施する団体(自治会等)に対して奨励金を交付します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者(自治会長等) 行政区長
奨励額	事務費 2,500円/団体 道路割 11,000円/km
手続き	計画書は活動開始日前までに、実績報告書は3月末日までに担当へ提出してください。
担当	地域整備課 道路河川係 ☎692-6406

## 12. ボランティア除雪活動事業

事業概要	町が管理している冬期に除雪対象としていない2世帯以上の町民が利用しているか、又は一人暮らしの老人等の世帯が利用する生活道路を個人所有の除雪機等で除雪する個人に対し奨励金を交付します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、行政区長、その他（町内の個人又は団体）
奨励額	町契約の燃料単価×軽油 10ℓ/1時間（ガソリン 10ℓ/1時間）×交付対象期間中の実作業日数×町が定める作業標準時間で算出します。
手続き	ボランティア除雪登録申請は活動開始日前までに、活動後に実績報告書は3月19日までに担当へ提出してください。
担当	地域整備課 道路河川係 ☎692-6406

## 13. 景観形成推進事業

事業概要	自分の住む地域の景観づくりを推進するため目的を同じにする地域の5世帯以上が景観づくりに関する協定を締結、協定に基づく活動を行う場合に技術的な援助及び経費を一部助成します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）行政区長、その他（町内の個人又は団体）
奨励額	経費の2分の1以内の額。ただし、1区分ごとに限度額があります。 (1) 建築物工事等（一戸当たり30万円） (2) 工作物改修等（一戸当たり20万円） (3) 花、苗木等の植栽等（一協定につき10万円） (4) 景観阻害要因の撤去（一協定につき10万円）
手続き	相談は随時受け付けておりますが、活動開始は早くても相談年度の翌年度からとなります。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	地域整備課 都市計画係 ☎692-6406

#### 14. ふるさと文化振興基金助成事業

事業概要	町民の皆さんが自ら進んで町の生活、産業、文化芸術など様々な分野でまちづくりに挑戦しようとする活動に対して助成します。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等、その他（町内の個人又は団体）
助成額	（１）新規事業：①対象事業費の全額【上限 20 万円】 ②対象事業費の2分の1以内【上限 50 万円】 （２）継続事業：対象事業費の2分の1以内【上限 50 万円】
手続き	随時募集しておりますが、申請にあたっては事業実施予定日の3ヶ月前までに事前相談が必要となります。申請手続きの詳細については担当までお問い合わせください。
担当	総合政策課 政策推進係 ☎692-6409 Email : chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

#### 15. コミュニティ助成事業

事業概要	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品整備や地域づくり活動などに対し、一般財団法人自治総合センターが助成を行い、地域コミュニティの充実と住民福祉の向上を図るものです。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
助成額	（１）一般コミュニティ助成事業 対象となる事業費は 100 万円以上とし、助成額は事業費の 10 分の 10 以内とする。（上限 250 万円・10 万円単位で助成） （２）コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。（上限 1,500 万円） （３）地域防災組織育成助成事業 30 万円から 200 万円まで （４）青少年健全育成助成事業 30 万円から 100 万円まで
手続き	実施年度の前年度8月下旬頃に町から各地域コミュニティ組織代表者等へ照会を行います。詳細は各担当までお問い合わせください。
担当	（１）（２）（４） 総合政策課 政策推進係 ☎692-6409 （３） 防災課 危機管理係 ☎692-6490

## 16. 福祉のまちづくり支援事業

事業概要	「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な機器等の整備資金の支援を行うことにより、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進することを目的に助成を行うものです。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、その他（町内の団体）
助成額	1万円から20万円まで（千円単位で助成） （1）高齢者、障がい児・者、幼児・児童、その他住民を対象に行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具、備品の購入費 （2）地域で福祉活動を行う団体の活動拠点の立ち上げに必要な機器等の購入経費
手続き	例年、10月～12月頃に県より申請受付が開始されます。申請期間、対象経費については、岩手県共同募金のホームページをご確認ください。なお、申請については、助成申請書に関係書類を添えて、担当へ提出ください。
担当	雫石町社会福祉協議会（町総合福祉センター内） ☎692-2230

### 第3章 地域コミュニティ活動に利用してほしい事業（※任意）

#### 1. 地域福祉活動（福祉や健康づくり）に関する講座等

##### ① 認知症サポーター養成講座

事業概要	希望者に対して認知症の症状、治療方法、対応の仕方、予防などについて分かりやすく説明します。講座修了者には認知症サポーターの証として「オレンジリング」を差し上げます。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
手続き	老人クラブ、ふれあいサロンなどを対象に地区公民館等で開催します。講座の時間は30分～1時間程度です。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	福祉課 地域包括支援センター ☎691-1105

##### ② シルバーリハビリ体操

事業概要	シルバーリハビリ体操は、いつでも、どこでも、誰でも、どんな姿勢でもできる体操で、いきいきとした毎日のために役立つ体操となります。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
手続き	老人クラブ、ふれあいサロンなどを対象に地区公民館等で開催します。体操の時間は1時間程度です。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	福祉課 地域包括支援センター ☎691-1105

##### ③ ふれあいサロン

事業概要	地域公民館等に集まり、お茶飲みや健康体操、レクリエーション活動を行政区単位で行うサロン活動の経費を助成します。開設に向けての説明や開設後の運営についても、担当職員が地域に出向いてお手伝いします。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
手続き	電話・来所にて担当までご相談ください。
担当	雫石町社会福祉協議会（町総合福祉センター内） ☎692-2230

④ 健康相談・健康教育事業

事業概要	血圧測定や健康相談、健康に関する講話等を開催します。(例：高血圧・糖尿病・骨粗しょう症予防について、メタボリックシンドローム予防について、食事・栄養相談、健康体操など)
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
手続き	電話・来所にて担当までお問い合わせください。
担当	健康推進課（健康センター内） ☎692-2227

## 2. その他の町事業について

町では、補助金や助成制度の他にも、地域コミュニティ活動の支援を行っています。

### ① 自主防災組織育成事業

事業概要	各自主防災会が実施する防災訓練へのアドバイス、防災・減災のための知識の普及、日頃から各家庭で準備や備蓄をしておくの良いものをご案内します。また、地域の防災計画等作成については担当職員が支援を行います。（※必要に応じて岩手県地域防災サポーターによる講話等の実施も可能です。）
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
手続き	詳細は担当までお問い合わせください。
担当	防災課 危機管理係 ☎692-6490 Email : bousai@town.shizukuishi.iwate.jp

### ② 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

事業概要	岩手県教育委員会が定める「地域ぐるみの学校安全体制整備事業実施要領」に基づき町でも安全対策の事業を実施しています。 （1）スクールガードリーダーによる学校の巡回指導と評価実施。 （2）スクールガード養成講座の開催 （3）子どもたちの見守り活動の実施
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、行政区長
手続き	詳細は担当までお問い合わせください。
担当	学校教育課 施設環境係 ☎692-6577 Email : gakkyou@town.shizukuishi.iwate.jp

### ③ 環境緑化木配布事業

事業概要	自治会等が環境緑化木の植栽を行う場合に希望する苗木を現物配布し、緑化推進によるコミュニティ活動を支援します。（※予算の範囲内）
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）
手続き	毎年5月下旬までに所定の申請書により担当まで提出ください。
担当	農林課 林業振興室 ☎692-6495 Email : ringyou@town.shizukuishi.iwate.jp

④ アグリリサイクルセンター堆肥購入について

事業概要	町内の畜産・酪農家の飼養牛フンを収集し完熟堆肥を製造。耕畜連携による資源循環型農業を推進しているため、自治会等での植栽でもお使いください。
実施主体	地域コミュニティ組織代表者（自治会長等）、地域公民館長等
手続き	堆肥の購入については下記担当のいずれかにお問い合わせください。
担当	しずくいしアグリリサイクルセンター ☎695-2115 JA 新いわて南部営農経済センター ☎692-3380

### 3. 各種講座

講座の利用を希望する場合は、「令和8年度自主防災活動・地域福祉活動計画書」を提出時に、役場総合政策課を通じて依頼してください。

#### ○ 防災関係

【形式】 題名	NO. 1 【講話】 災害から命を守る
内容	防災に関する基礎知識や家庭や地域で出来ること、自分と家族を守るための備えなど、役に立つ事項を紹介します。
時間・担当	40分・防災課

【形式】 題名	NO. 2 【講話】 家庭内の火災原因と火災予防
内容	家庭内で起こりうる火災原因とその予防について、事例を紹介しながら役に立つ事項を紹介します。
時間・担当	40分・防災課

【形式】 題名	NO. 3 【講話】 応急手当と救急救護
内容	いざという時に慌てず対応できるよう、身近なものを使ってできる応急手当と、救急車が到着するまでの救急救護についてお話しします。
時間・担当	40分・防災課

【形式】 題名	NO. 4 【クイズ+紹介】 あると便利！いざという時便利！～防災グッズ紹介～
内容	良く耳にする防災グッズ。皆さんはどのような物を準備されていますか？あると本当に便利なグッズの紹介をします。
時間・担当	30分・雫石町社会福祉協議会

【形式】 題名	NO. 5 【講話+DVD】 災害ボランティアセンターって何をするとところ？ もしも災害に遭ったらどうする？
内容	平成25年8月9日雫石町大雨洪水災害時の被害と全国各地から来たボランティアの様子をDVDにまとめました。また、地域で災害が発生して被害に遭った時、まずはどのようなことをすれば良いのかお話しします。
時間・担当	40分・雫石町社会福祉協議会

【形式】題名	NO. 6 【ゲーム】 HUG『避難所運営ゲーム』（カードゲーム）
内容	HUGとは「避難所運営ゲーム」の略です。もし大規模災害が発生して、避難所を運営するとしたら…カードを使って発生するアクシデントを参加者全員で考えます。
時間・担当	60分・雫石町社会福祉協議会

【形式】題名	NO. 7 【ゲーム】 クロスロードゲーム（「重大な分かれ道」ゲーム）
内容	災害には様々な種類（水害・竜巻・噴火・地震等）があります。また、災害が発生した時間帯・季節によっても様々な対応を考えなくてはなりません。例えば「深夜未明に豪雨水害がありました。あなたはすぐに避難をしますか？」という問題に、「YES」か「NO」かをみんなで話し合い、災害時の対応について考えるゲームです。
時間・担当	40分～・雫石町社会福祉協議会

○ 健康関係

【形式】題名	No. 8 【講話】 地域で支える認知症
内容	認知症の症状、治療方法、対応の仕方、予防などについて分かりやすく説明します。講座修了者には認知症サポーターの証として「オレンジリング」を差し上げます。
時間・担当	60分・福祉課

【形式】題名	No. 9 【実技】 いつでも、どこでも、ひとりでも簡身体操の紹介
内容	シルバーリハビリ体操は、いつでも、どこでも、誰でも、どんな姿勢でもできる体操で、いきいきとした毎日のために役立つ、これからの時代にぴったりの体操です。
時間・担当	30分～・福祉課

【形式】題名	No. 10 【講話+実技】 知って得するがん予防
内容	普段の生活で取り入れられるがん予防について、○×クイズ形式で皆さんと一緒に確認していきます。
時間・担当	30分・健康推進課

【形式】題名	No.11 【講話+実技】はじめませんか？ ころのお手入れ
内容	ころの健康づくりも大切です。ころの健康自己チェックを行い、ストレスに適切に対処できるセルフケア方法について話します。
時間・担当	30分・健康推進課

【形式】題名	No.12【講話+実技】 食べることは生きること～メタボ情報～
内容	雫石町は、国民健康保険加入者のメタボ該当者の割合は県内ワースト1位を12年連続更新しています。毎日の食事やおやつについて、メタボ予防に関するクイズで確認しながら家庭や地域で取り組めるヒントを紹介します。
時間・担当	30分・健康推進課

【形式】題名	No.13【講話+実技】 測ってみよう体組成
内容	体組成計による測定を行います。筋肉量や内臓脂肪のレベルなどを知ることができます。自分の身体の状態を把握するチャンスです。測定後の結果の見方も説明します。ただし、ペースメーカー等の医用電気機器を装着した方や金属アレルギーの方は測定できません。一人ずつ測定するため時間がかかる場合があります。
時間・担当	30分～・健康推進課

【形式】題名	No.14 【講話+実技】 フレイル・ロコモをチェックしてみよう
内容	「フレイル」とは要介護状態になる前段階のことを、「ロコモ」とは移動機能が低下した状態のことを言います。どちらも密接に関係しています。チェックをして早めに気が付き予防していくことが大切です。
時間・担当	30分・健康推進課

○ 見守り・生活サービス関係

【形式】 題名	No.15 【講話+レク】 町内ふれあいサロン活動紹介とレクリエーション
内容	町内で賑やかに開催されている「ふれあいサロン」が普段行っていることを紹介。またサロンで実施している座ったままでできる笑いが止まらないレクリエーションを参加者の皆さんと行います。
時間・担当	30分～・雫石町社会福祉協議会

【形式】 題名	No.16【講話】ご存知ですか？ 社協の福祉サービス
内容	社協で取り組んでいる福祉サービス（昼食サービス・子育て支援・おでかけ援助サービス・金銭管理財産保全サービス等）について紹介します。今は利用しなくとも、知っているると便利なサービスがあります。
時間・担当	30分・雫石町社会福祉協議会

## 主な問合せ窓口一覧

【雫石町役場 (代表)019-692-2111】

区分	内容	担当課・係名	場所/連絡先
自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会関係</li> <li>・地域コミュニティ交付金</li> <li>・地域公民館等補助金関係</li> <li>・ふるさと文化振興基金助成</li> <li>・コミュニティ助成事業</li> </ul>	総合政策課 政策推進係	役場2階 019-692-6409
行政区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報関係</li> <li>・区長配布(回覧板・部数変更等)</li> <li>・行政区掲示板</li> <li>・認可地縁団体の申請、届出等</li> </ul>	情報政策係	役場2階 019-692-6570
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所整備</li> <li>・資源ごみストックヤード整備</li> <li>・集団資源回収事業奨励金</li> </ul>	町民課 環境対策室	役場1階 019-692-6403
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等の固定資産税(減免)</li> </ul>	税務課 資産課税係	役場1階 019-692-6481
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いさま情報交換会</li> <li>・敬老事業</li> <li>・認知症サポーター養成講座事業</li> <li>・シルバーリハビリ体操</li> </ul>	福祉課 地域福祉係 地域包括支援 センター	役場1階 019-692-6472 019-691-1105
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災全般</li> <li>・自主防災組織育成事業</li> <li>・各種防災訓練</li> <li>・防災資機材補助金</li> </ul>	防災課 危機管理係	役場2階 019-692-6490
消防 防犯 交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防関係</li> <li>・消防団員確保事業</li> <li>・街路灯整備事業</li> <li>・防犯交通安全施設整備事業</li> <li>・交通安全(交通安全協会)</li> </ul>	防災課 消防交通係	役場2階 019-692-6410

区分	内容	担当課・係名	場所/連絡先
道路河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路河川全般</li> <li>・道路愛護事業</li> <li>・ボランティア除雪活動事業</li> </ul>	地域整備課 道路河川係	役場2階 019-692-6574
建築住宅 都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅維持管理</li> <li>・景観形成推進事業</li> </ul>	建築住宅係 都市計画係	019-692-6575 019-692-6406
農林関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境緑化木配布事業</li> <li>・アグリリサイクルセンター堆肥</li> </ul>	農林課林業振興室  畜産係	役場2階 019-692-6495 019-692-6405
水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等の漏水</li> </ul>	上下水道課	役場2階 019-692-6593
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全体制整備事業</li> <li>・スクールガード</li> </ul>	学校教育課 施設環境係	役場2階 019-692-6412
社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4地区公民館の管理等 (雫石・御所・御明神・西山)</li> </ul>	生涯文化スポーツ課 生涯文化係	中央公民館 019-692-4181
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談、健康教育事業</li> </ul>	健康推進課 健康推進係	健康センター 019-692-2227